

委員会の運営に係る確認事項等

〈確認事項〉

1 委員会の成立

委員会は、委員3人以上の出席をもって成立する。

2 委員会の原則

- (1) 委員会における建設的かつ闊達な意見交換と議論を保証するため、委員会における委員の発言は、公序良俗に反しない限り、委員会以外の場で責任を問われることはないものとする。
- (2) 上記のことを保証するため、委員会の記録を公表する場合は、原則として発言者の氏名は明記しないこととする。

3 委員会の記録

- (1) 委員会の記録（議事録）は、事務局が作成し、次回委員会までに委員に配布して承認を得る。
- (2) 委員会の承認を得た記録は、市のホームページで公開する。

4 委員会の公開

- (1) 委員会は、原則公開とする。
- (2) 委員長は、委員会の冒頭で公開の可否を確認するものとする。
- (3) 傍聴者の守るべき事項は、傍聴人心得によるものとする。

5 確認事項の変更及び追加

この確認事項は、変更又は追加できるものとする。

傍聴人心得(案)

公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「委員会」という。）を傍聴される方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 委員会開催中は、静粛に傍聴すること。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 3 委員会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 4 談話をし、又は騒ぎたてるなど、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 会場において、携帯電話は電源を切るか、マナーモードにすること。
- 7 その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(注意) これらの事項を守らない場合、その他委員長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。